

「消防通信指令センター統合検討業務」委託仕様書

1 適用範囲

この仕様書は、持続可能な消防体制の確保に必要不可欠となる「消防広域化」を進めるため、市町村や消防本部における「議論の土台」として県が示す「徳島県消防広域化基本構想」に基づき、消防通信指令センターの統合に向けた調査・検討を行うため、徳島県が受託者に業務委託する「消防通信指令センター統合検討業務」について適用する。また、受託者は、消防法及び消防組織法等の関係法令並びに契約書、本仕様書に基づき実施しなければならない。

2 目的

本業務委託は、徳島県における消防通信指令センターの統合（以下「通信統合」という。）について、効率的かつ効果的な運用方策を明らかにするとともに、その効果の検証を行うことを目的とする。

3 履行期限

契約締結日から令和9年3月15日まで

4 履行

本業務委託は、この仕様書の定めるところにより誠実に履行するものとする。

なお、仕様書に定めのないものや疑義が生じた場合の他、この仕様書に規定されていない細部については、その都度協議して定めるものとする。

5 調査対象範囲

県内の13消防本部及び非常備3町村（勝浦町、上勝町及び佐那河内村）並びに先進事例を有する県外の消防本部等。

6 作業計画及び工程管理

- （1）受託者は、契約締結後、速やかに業務計画書を提出し、委託者の承認を受けなければならない。業務計画書には、次の事項を記載することとし、記載内容に追加または変更が生じた場合は速やかに委託者の承認を受けなければならない。

なお、委託者は、受託者が配置した統括責任者、業務責任者及び各業務担当者等が業務遂行上著しく不適当と認めるときは、その理由を明示して受託者に変更を求めることができる。

- ・業務内容
- ・業務工程表

- ・業務実施体制及び組織図
 - ・業務に従事する業務責任者、業務担当者及び業務作業員等、体制上配置する者の職氏名一覧及び消防実務や通信指令業務に関する主要業務経歴
- (2) 受託者は、業務実施の状況について、委託者に適時報告するとともに、委託者の指示があった場合は、委託者の請求する成果又は資料を提出し、その内容の説明を行うものとする。
- (3) 成果物については、履行期限の８０日前（令和８年１２月２５日）までに初稿をデータで提出し、発注者の検査・修正指示を経た上で、履行期限までに最終版を提出すること。
- (4) 委託者又は受託者が必要と認めた場合は、受託者は委託者との打合せを行い、受託者が議事録を作成し、委託者に提出するものとする。

7 関係資料の収集、使用

- (1) 本業務の実施にあたり、必要な資料を収集し、使用するにあたっては、受託者の責任において関係者と交渉し、引用することの承諾を得ること。
- (2) 委託者が保有する資料の貸与が必要と認められる場合には、受託者が提出する借用書と引き替えに貸与することとし、受託者は、借り受けた資料を善良なる管理者の注意義務を果たして取扱及び管理し、作業終了後は、速やかに返還することとする。また、委託者の許可のもとに複写等の処理を行い、その取扱いにも注意するものとする。
- (3) 関係者への依頼等にあたっては、必要に応じて委託者の業務委託である旨を説明するものとする。
- (4) その他、この業務委託に関する関係者からの資料収集、使用に要する経費等の一切は、受託者において負担するものとする。

8 疑義

受託者は、本仕様書に明記されていない事項、又は内容の解釈に疑義が生じた場合は、委託者と協議のうえ、委託者の指示に従うものとする。

9 委託条件

- (1) 受託者は、本委託業務の履行について十分な品質を確保できる体制を整えることとする。
- (2) ６で定める作業計画及び工程管理に基づき、受託者はその方法、スケジュール、その他必要な事項について変更する必要がある場合は、速やかに委託者に説明を行い、承諾を得るものとする。
- (3) 受託者は、業務委託の主要な部分の全部又は一部を第三者に委託してはならない。
- (4) 業務委託中に知り得た秘密は、これを第三者に漏らしてはならない。業務委託完了後も同様である。

1 0 業務の完了（完了検査）

受託者は業務完了後に検査し、本仕様書に適合しない場合、又は修正が必要と認められた場合、受託者は速やかに修正を行うものとし、その費用は全て受託者の負担とする。

1 1 業務内容

令和元年度に本県で実施した「徳島県消防通信指令センターの共同運用に関する調査・研究業務」の成果物を検討業務の参考とすること。

（1）徳島県における消防通信指令業務に係る実態把握

本県における消防通信指令業務は、県内の消防本部等において実施している。

この消防通信指令業務について、消防通信指令センターの規模や機能、整備・更新時期等のほか、運用体制や費用等の実態把握を行う。

また、消防通信指令センター以外に付随して整備・運用されているシステムや運用特性についても、必要に応じて実態を把握する。

（2）消防通信指令センター統合に関する先進事例の実態把握

全国各地で既に統合や共同運用を開始している消防通信指令センター等、通信統合に関する先進事例について、徳島県に参考となるもの2箇所以上について行い、その実態を整理する。

実態の整理にあたっては、少なくとも次の項目を網羅するとともに、それぞれの効果及び課題を明らかにすることとする。

- ① 消防通信指令センター統合に至るまでの合意形成について
- ② （通信統合開始前・後）の規模（管轄人口・面積など）及び設備（機能）等の比較
- ③ （通信統合開始前・後）の運用（人員体制・費用負担）等の比較
- ④ （通信統合開始前・後）の住民サービスの比較

（3）消防通信指令センターの整備や維持に係る費用・体制・効果の検証

上記（1）及び（2）を参考に、本県において通信統合を行う場合の消防通信指令センターの整備や人員体制を含む運用のモデルケースを提示する。

次の①～③の場合において、消防通信指令センターの整備や維持に係る費用、運用に係る人員体制（消防職員数）等を把握・整理の上、スケールメリットの効果や課題について、見込まれる共同運用の開始時期を考慮しながら明らかにする。

- ① 県内全域での通信統合により消防通信指令業務を行う場合
- ② 県内を3圏域程度とした場合の消防通信指令業務を行う場合
- ③ 現行の消防本部等がそれぞれ消防通信指令業務を行う場合

（4）徳島県における通信統合の効果と課題の検討

上記（1）～（3）の結果を基に、徳島県において通信統合を実施する場合の効果及び課題並びに考えられる解決方策等を明らかにする。

1 2 業務の成果品

業務委託の成果品は次のとおりとし、業務委託完了後速やかに委託者に提出するものとする。

(1) 徳島県における消防通信指令センター統合検討業務に関する報告書

3 部

(2) 同報告書CDデータ

2 枚

1 3 成果品等の帰属

提供資料、成果品、その他関係書類等は、すべて委託者に帰属するものであり、受託者は委託者の許可無く他にこれを使用してはならない。

1 4 成果品にかかる責任の範囲

受託者は、業務委託完了後といえども、本仕様書に示す作業の範囲で不備が発見された場合は、速やかに所要の訂正を行うこととし、これに要する経費は受託者において負担するものとする。